

国が厚生年金保険等の保険料を原資として設置した福祉施設の運営により生じた資金等の有効活用について(厚生労働大臣宛て)

福祉施設の運営により生じた資金等の額のうち、適切な規模を把握して、その有効活用を図ることについての検討が十分でなかった額(収入支出外) 222億5852万円

1 福祉施設の設置、運営、譲渡等の概要

厚生労働省は、平成22年1月1日に社会保険庁が廃止されたことに伴い、従来同庁が所掌していた厚生年金保険等の事業に関する事務を所掌することとなった。

国は、厚生年金保険、国民年金及び旧政府管掌健康保険の保険者として、その被保険者、年金受給者等の健康の保持増進、福祉の増進等を目的として、年金福祉施設及び旧政府管掌健康保険に係る保健・福祉施設（以下、これらを合わせて「福祉施設」という。）を厚生年金保険等の保険料を財源として設置し、その運営を公益法人等に委託して行ってきた。

社会保険庁は、16年度に行われた年金制度改正において、年金制度等を取り巻く厳しい財政状況等に鑑み、地域医療を担う役割を果たしている社会保険病院及び厚生年金病院を除いた福祉施設の整理合理化を行うこととし、17年3月に「年金・健康保険福祉施設（病院を除く）に係る整理合理化計画」（以下「整理合理化計画」という。）を取りまとめ、公表した。

整理合理化計画においては、福祉施設の整理合理化を推進するため、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（以下「機構」という。）を設立すること、整理合理化の対象施設を機構の設立後5年以内に民間等に譲渡又は廃止するものとするなどが掲げられている。

社会保険庁は、整理合理化計画に基づき、整理合理化の対象とされた福祉施設（以下「譲渡福祉施設」という。）を機構に現物出資し、機構は、22年8月までにこれらを全て民間等に譲渡している。

また、整理合理化の対象から除かれた社会保険病院及び厚生年金病院についても、一連の社会保険庁改革により同庁が廃止されることとなり、同庁での設置運営ができなくなる状況となったことから、20年10月に機構へ現物出資されている。

22年度末現在、社会保険病院は51病院（これらに7看護専門学校及び29介護老人保健施設が併設）が、厚生年金病院は10病院（これらに3看護専門学校及び3厚生年金保養ホームが併設）が、それぞれ機構から委託を受けた公益法人等により運営されている（以下、これらを合わせて「病院等」という。）。

国は、譲渡福祉施設及び病院等の運営を財団法人厚生年金事業振興団（以下「厚生団」という。）、社団法人全国社会保険協会連合会（以下「全社連」という。）等の公益法人等への委託により行ってきた。そして、厚生労働大臣は、これらの施設が機構に出資された後も当該施設の運営は公益法人等に委託して行うことなどを機構の中期目標に定めている。

機構が公益法人等と締結した譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る委託契約（以下「運営契約」という。）によると、公益法人等は、運営を委託された施設ごと又は施設の種別ごとに特別会計を設置することとされている。また、施設の効率的かつ安定的な運営に資するため、各会計間の調整及び共同事業を実施するための管理特別会計を設けることができるとされている。

そして、公益法人等は、福祉施設が民間等に譲渡されるなどして運営委託が終了したときは、運営契約に係る特別会計を清算し、清算後の剰余の資産を機構に引き渡すこととされているが、複数の福祉施設の運営を一括して受託している場合は、全ての施設の運営委託が終了したときに、運営契約に係る特別会計及び管理特別会計を清算するものとされている。

「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月閣議決定）によると、公益法人を管轄する主務大臣は、公益法人が保有する資産等の経営資源が事務・事業の目的・内容に照らして過大なものとなっていないかなどについて指導監督等を強化することとされている。

2 本院の検査結果

厚生団及び全社連における譲渡福祉施設及び病院等の運営に係る経理を対象にして、会計実地検査を行ったところ、次のような事態が見受けられた。

厚生団は、譲渡福祉施設及び病院等の運営に当たり、管理特別会計として施設管理特別会計を設置して、各施設から必要最小限の運転資金以外の資金の預託（以下、この預託を受けた資金を「預託金」という。）を受け、この預託金を原資として運転資金が不足する施設に対する貸付けを行うなどしていた。

22年度末時点において病院等から施設管理特別会計に預託されている預託金の額をみると、236億4600万円と多額に上っている。一方、預託金を原資にして病院等へ貸し付けている貸付金の額は、22年度末時点で29億6163万余円にとどまっていた、厚生団は、22年度末時点で差引き206億8436万余円の資金を保有していることになる。厚生団は、施設管理特別会計の預託金について、運転資金が不足する病院等への貸付資金のほか、病院等の運営に必要な設備及び医療機器を調達する際の資金、厚生年金病院の建替工事等の施設整備費等に充てるとしているが、厚生労働省は、これらの使途にどの程度の資金を要するかについて十分に把握していない状況である。

全社連は、譲渡福祉施設及び病院等の運営に当たり、管理特別会計として病院清算特別会計を設置して、民間等に譲渡された施設に係る特別会計を清算した後の損益の経理を行っていた。

22年度末時点において病院清算特別会計が管理している清算後の剰余の資産をみると、15億7416万余円となっている。しかし、病院清算特別会計は、譲渡された施設に係る特別会計を清算した後の損益の経理を行うことを目的とした管理特別会計であるため、剰余の資産は、病院等の運営資金に充てられることとはなっておらず、全社連において保有されている状況となっていた。

以上のように、厚生団において病院等の運営によって生じた多額の資金が、全社連において民間等に譲渡された譲渡福祉施設等に係る特別会計の清算による多額の剰余の資産が、それぞれ保有されているにもかかわらず、厚生労働省において、これらの資金及び剰余の資産が今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容等からみて適切な規模であるかについて十分に把握しておらず、その有効活用を図るための方策が十分に検討されていない事態は、近年の年金制度等を取り巻く厳しい財政状況及び政府関連公益法人に対する指導監督の強化の観点からみて適切ではなく、改善の要があると認められる。

3 本院が表示する意見

厚生労働省は、整理合理化計画等に基づき、福祉施設の整備により生じた年金資金等の損失の最小化を果たすべく、機構を通じて福祉施設を民間等へ譲渡する事業等を実施し、機構は、譲渡福祉施設等の譲渡を完了したところであるが、前記のように、厚生団及び全社連は、病院等の運営及び譲渡福祉施設の譲渡により生じた多額の資金及び剰余の資産をその内部に保有している状況となっている。

については、厚生労働省において、厚生団及び全社連が保有している資金及び剰余の資産について、厚生団及び全社連のこれまでの病院等の運営状況を分析したり、今後の病院等の運営に見込まれる経費の具体的な内容を資金の収支に係る計画等により精査したりするなどして、その適切な規模を把握した上で、今後、機構において必要となると見込まれている東日本大震災により被害を受けた病院等の復旧等に係る費用や独立行政法人地域医療機能推進機構への改組に伴う費用に充てたり、機構を通じて国に納付させたりするなど、その有効活用を図るための方策を速やかに検討するよう意見を表示する。